

# 中国四国産業保安監督部の業務概要

平成24年3月

# 目次

- (1) 産業保安監督部の沿革・所在地
- (2) 所管法令等
- (3) 主な業務の内容
- (4) 所管法令別の主要な対象事業
- (5) 管内のコンビナートの状況

参考(一般ガス事業者、コンビナート分布図)

## (1) 産業保安監督部の沿革・所在地

### 全国監督部の所在地



#### ・組織名:

経済産業省 中国四国産業保安監督部

- ・設置:平成17年(2005年)4月1日創立  
平成24年(2012年)4月1日改組

#### ・組織沿革:

平成17年4月、原子力安全部門\*を除く電力の安全規制とガス、高圧ガス、火薬類及びコンビナート防災など一般産業の保安規制に係る経済産業局の所管課を分離、旧「鉱山保安監督部」と統合し「原子力安全・保安院産業保安監督部」として発足。(\*原子力安全部門は保安院本省が所管。)

平成24年4月、原子力安全規制の環境省移管に伴い、産業保安部門が「経済産業省産業保安監督部」として改組。

#### ・産業保安監督部(支部、事務所含む)は全国に9箇所配置:

北海道産業保安監督部(札幌)、関東東北 々(さいたま)、同 東北支部(仙台)、中部近畿 々(名古屋)、同 近畿支部(大阪)、中国四国 々(広島)、同 四国支部(高松)、九州 々(福岡)、那覇 監督事務所(那覇)

## (2) 所管法令等

### ➤ 電力安全課

- ・電気事業法： 電気工作物の工事・維持及び事故防止などの運用等を規制。
- ・電気工事業適正化法： 電気工事業者の登録等に関する規制。
- ・電気工事士法： 国認定で、都道府県が交付する電気工事士免状に関する規制。

### ➤ 保安課

- ・ガス事業法： ガス工 作物の工事、維持及び事故防止などの運用等を規制。
- ・高圧ガス保安法： 高圧ガスの製造、貯蔵、販売、輸入、移動、消費、廃棄等を規制。
- ・液化石油ガス保安法： 消費者へのLPガスの販売、器具等の製造及び販売等を規制。
- ・火薬類取締法： 火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制。
- ・コンビナート法： コンビナート区域での災害防止、災害時対処、手続き基準の規制。

### ➤ 鉱山保安G

- ・鉱山保安法： 鉱山における労働者の安全や危害・鉱害防止等の措置の規制。
- ・金属鉱業等鉱害対策特別措置法： 使用済鉱山施設の重金属等による鉱害防止を規制。

### (3) 主な業務の内容

- 各種法令に基づく許認可、届出、報告、免状の交付等の諸手続の実施
- 事業者の自主保安を基本とするも法令に基づく立入検査を機動的に行い、法令遵守の確認、徹底の指導
- 鉱山保安法違反被疑事件については、鉱務監督官による司法捜査の実施と送致
- 法令違反等に対しては、報告徴収、改善命令等の厳格な行政措置・処分の実施
- 重大事故発生時には、現地調査等迅速かつ適切な対応を行うほか、必要に応じ緊急措置を命じる等の業務の実施
- 事故情報の提供等による水平展開を行い再発防止の啓発
- 保安功労者等の表彰の実施

#### (4) 所管法令別の主な対象事業場

法令	担当課	主な対象事業
電気事業法	電力安全課	事業用発電設備 自家用電気工作物
ガス事業法	保安課	一般ガス事業者 簡易ガス事業者
高圧ガス保安法	保安課	製造者(県所管) 販売業者(県所管)
液化石油ガス保安法	保安課	販売事業所 保安機関
火薬類取締法	保安課	製造事業所
石油コンビナート災害防止法	保安課	岡山、広島、山口のコンビナート
鉱山保安法	鉱山保安課 鉱害防止課	稼行鉱山 附属製錬場 監督対象休廃止鉱山

#### (5) 管内コンビナートの状況

石油コンビナート等特別防災区域は、9地区(瀬戸内地区の岡山, 広島, 山口)が指定。

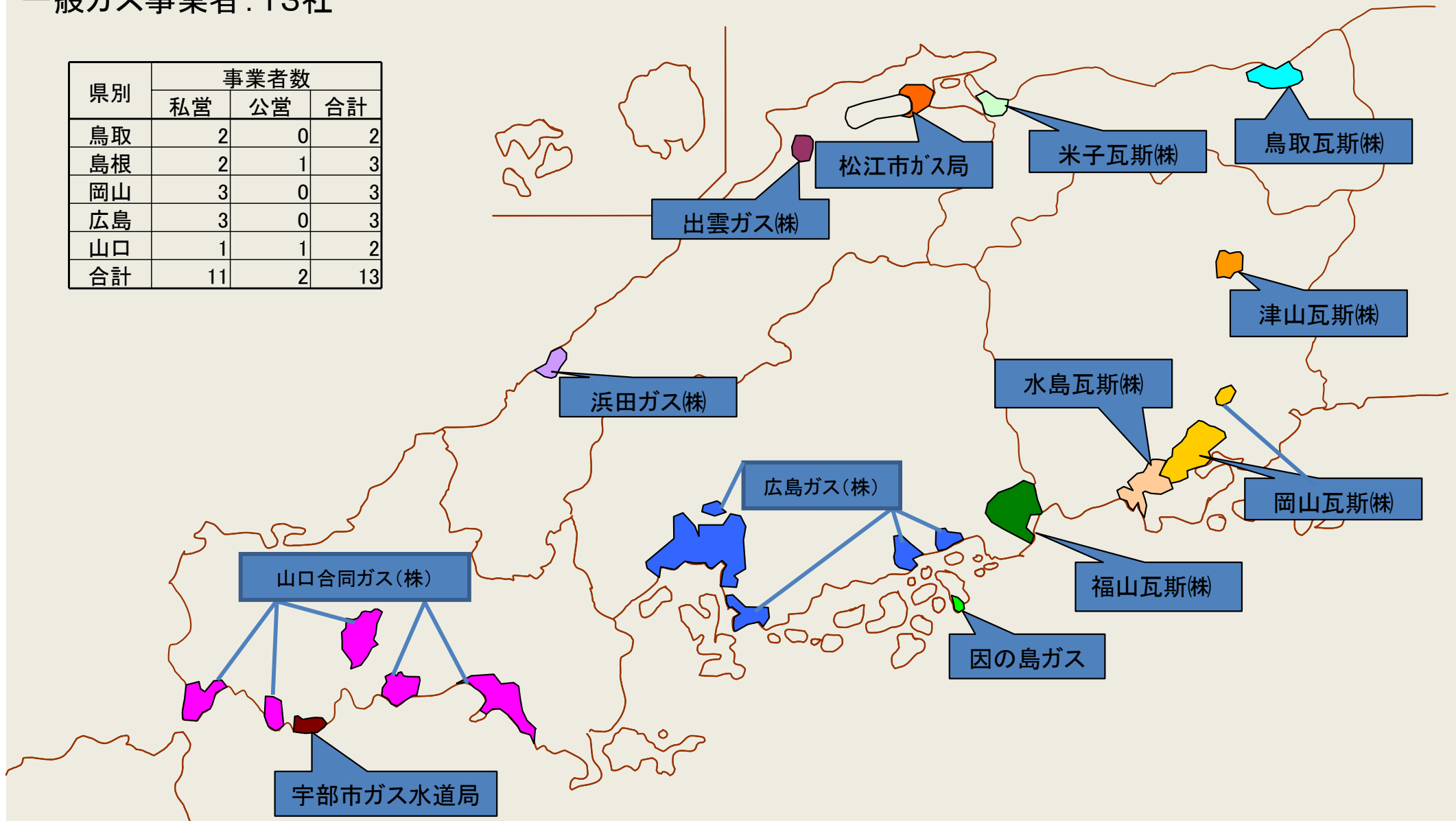
うち6地区に、石油コンビナート等特別防災区域協議会が設置され、当部と連携。

(事業所数内訳) (水島:28, 福山・笠岡:8, 岩国・大竹:13, 下松:6, 周南:21, 宇部・小野田:24)

# 一般ガス事業者の分布図

一般ガス事業者：13社

県別	事業者数		
	私営	公営	合計
鳥取	2	0	2
島根	2	1	3
岡山	3	0	3
広島	3	0	3
山口	1	1	2
合計	11	2	13



# 主要コンビナート特別防災区域等分布図

■ 主要コンビナート数:6地区

